

【福島県】 法の適用日：2月7日 猶予期日：4月末日

会津若松市（あいづわかまつし）
喜多方市（きたかたし）
南会津郡檜枝岐村（みなみあいづぐんひのえまたむら）
南会津郡只見町（みなみあいづぐんただみまち）
南会津郡南会津町（みなみあいづぐんみなみあいづまち）
耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら）
耶麻郡西会津町（やまぐんにしあいづまち）
耶麻郡磐梯町（やまぐんばんだいまち）
耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち）
河沼郡会津坂下町（かわぬまぐんあいづばんげまち）
河沼郡湯川村（かわぬまぐんゆがわむら）
河沼郡柳津町（かわぬまぐんやないづまち）
大沼郡三島町（おおぬまぐんみしままち）
大沼郡金山町（おおぬまぐんかねやままち）
大沼郡昭和村（おおぬまぐんしょうわむら）
大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち）

【福島県】 法の適用日：2月9日 猶予期日：4月末日

岩瀬郡天栄村（いわせぐんてんえいむら）
南会津郡下郷町（みなみあいづぐんしもごうまち）

【新潟県】 法の適用日：2月7日 猶予期日：4月末日

長岡市（ながおかし）
東蒲原郡阿賀町（ひがしかんばらぐんあがまち）

【新潟県】 法の適用日：2月9日 猶予期日：4月末日

十日町市（とおかまちし）
魚沼市（うおぬまし）

【新潟県】 法の適用日：2月10日 猶予期日：4月末日

上越市（じょうえつし）